

金融庁が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

ア 「平成16年度実績評価書」（平成17年8月31日付け金総第1826号による送付分）における43件の政策評価のうち、金融庁が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した25件の政策評価

イ 「平成17年度事業評価書（平成18年度概算要求に係る新規・拡充事業）」（平成17年8月31日付け金総第1826号による送付分）における7件の政策評価のうち、金融庁が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した7件の政策評価

2 実績評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。（注1、2）

- ① 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。
- ② 目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期（基準年次）及び目標を達成しようとする時期（達成年次）が設定されているかどうか。
- ③ 目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠は明らかにされているかどうか。

（注1）目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

（注2）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（目標の達成度合いの判定方法）

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

(2) 審査の結果

「平成16年度実績評価書」における43件の実績評価のうち、金融庁が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した25件についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである(詳細は、別添1「政策評価審査表(実績評価関係)」参照)。

【審査結果整理表】

政 策	目標の設定状況				目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法 (判定基準の定量化等)
	目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無		達成年次		
		基準年次	達成年次			
I 金融機能の安定						
1 金融機関が健全に経営されていること						
(1)不良債権問題が正常化されること						
I-1-1-(1)-② リレーションシップバンキング(間柄重視の地域密着型金融)の機能強化						
	指標数 12	--=12	--=12	--=12	--=12	-
(2)金融機関のリスク管理体制が確立されていること						
I-1-1-(2)-① リスクに対応した実効性のある検査の実施						
	指標数 12	○=2 --=10	○=2 --=10	○=2 --=10	○=1 --=11	-
I-1-1-(2)-② 効果的なオフサイト・モニタリングの実施						
	指標数 4	○=1 --=3	--=4	○=1 --=3	--=4	-
I-1-1-(2)-④ 資本増強行の経営の健全化						
	指標数 2	--=2	--=2	--=2	--=2	-
I-1-1-(2)-⑤ 金融機能強化法の適切な運用						
	指標数 2	○=1 --=1	--=2	○=1 --=1	--=2	-

2 金融システムの安定が確保されていること						
(1) 金融システムの安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時においても混乱なく円滑な処理が図られること						
I-2-(1)-②	ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底					-
	指標数 2	-- 2	-- 2	-- 2	-- 2	
I-2-(1)-③	円滑な破綻処理のための態勢整備					-
	指標数 2	-- 2	-- 2	-- 2	-- 2	
(2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等						
I-2-(2)-①	国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献					-
	指標数 1	-- 1	-- 1	-- 1	-- 1	
I-2-(2)-②	新興市場国の金融当局への技術支援					-
	指標数 2	-- 2	-- 2	-- 2	-- 2	
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護						
1 国民が金融サービスを適切に利用できること						
(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること						
II-1-(1)-①	投資サービスに関する制度整備					-
	指標数 2	○= 1 -- 1	-- 2	○= 1 -- 1	-- 2	
II-1-(1)-②	保険をめぐる諸問題への適切な対応					-
	指標数 1	-- 1	-- 1	-- 1	-- 1	
(2) 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること						
II-1-(2)-①	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報提供					-
	指標数 7	-- 7	-- 7	-- 7	-- 7	
(4) 企業内容の情報開示が十分行われていること						
II-1-(4)-①	証券取引法に基づくディスクロージャーの充実					-
	指標数 4	-- 4	-- 4	-- 4	-- 4	
II-1-(4)-③	公認会計士監査の充実・強化					-
	指標数 5	-- 5	-- 5	-- 5	-- 5	
2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること						
(2) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること						
II-2-(1)-①	利用者保護の観点からの厳正で実効性のある検査の実施					-
	指標数 2	-- 2	-- 2	-- 2	-- 2	
II-2-(1)-③	貸金業者に対する的確な監督					-
	指標数 3	-- 3	-- 3	-- 3	-- 3	
3 市場が公正であること						
(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること						
II-3-(1)-①	証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保					-
	指標数 5	○= 1 -- 4	○= 1 -- 4	○= 1 -- 4	-- 5	
II-3-(1)-②	証券市場に対する監視機能の強化					-
	指標数 1	-- 1	-- 1	-- 1	-- 1	

Ⅲ 円滑な金融等						
1 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること						
(1)多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること						
Ⅲ-1-(1)-① 個人投資家の参加拡大	指標数 12	-=12	-=12	-=12	-=12	-
(3)企業金融が円滑に行われること						
Ⅲ-1-(3)-① 中小企業金融の円滑化	指標数 4	-=4	-=4	-=4	-=4	-
3 金融機関等が犯罪に利用されないこと						
(1)金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと						
Ⅲ-3-(1)-① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化	指標数 3	-=3	-=3	-=3	-=3	-
(業務支援基盤整備に係る政策)						
1 人的資源						
(1)専門性の高い人材の育成						
1-(1)-① 専門的研修の実施	指標数 5	○=1 △=2 -=2	○=2 -=3	○=2 -=3	-=5	-
1-(1)-② 民間との情報交流	指標数 2	-=2	-=2	-=2	-=2	-
2 情報						
(1)行政事務の効率化のための情報化						
2-(1)-① 行政事務の電子化	指標数 5	○=1 -=4	-=5	○=1 -=4	○=1 -=4	-
(2)金融行政の専門性向上のための情報収集・分析						
2-(2)-① 専門性の高い調査研究の実施	指標数 2	-=2	-=2	-=2	-=2	-
合 計						
25 政策	(102 指標)	○=8 △=2	○=5	○=9	○=2	-
(備考)						

- (注) 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「○」を記入し、いずれにも該当しない場合には「-」を記入している。ただし、達成すべき水準は数値化されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合には「△」を記入している。
- 2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「○」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「○」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「-」を記入している。
- 3 「目標設定の考え方」欄には、
- ① 目標値及び目標期間（達成年次）のいずれも設定されているものについて、いずれの考え方についても明らかにされている場合に「○」、いずれか一方の考え方が明らかにされている場合に「△」を付している。

- ② 目標値及び目標期間（達成年次）のいずれか一方が設定されているものについて、その考え方が明らかにされている場合に「△」を記入している。
- ③ 上記①、②のいずれにも該当しないものには「－」を記入している。
- 4 「目標の達成状況の判定方法（判定基準の定量化等）」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的で明確なものとして示されている場合には「○」を記入し、示されていない場合には「－」を記入している。

3 事前の事業評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I-4-ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び同法施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。こうしたことを踏まえつつ、さらに質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

(政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係性を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性（安定性）はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込

まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。

- ③ 費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成17年度事業評価書（平成18年度概算要求に係る新規・拡充事業）」における7件の事業評価（事前）のうち、金融庁が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した7件についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添2「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）」参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効率性に関する情報	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
				推論	その他			
1	有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化	有価証券報告書等の業務の業務・システム最適化について以下に基づき実施 ・XBRLのEDINETへの導入 ・開示書類等に係る審査支援機能の充実 ・類似の機能を持つサブシステムの統合 ・現在の企画開発・運用契約の見直し	○	○	推計	○	—	△
2	ITキャラバン	金融機関のIT担当者等の参加を念頭に有識者等によるパネルディスカッション等をシンポジウム形式で実施	△	○		△	△	○
3	金融経済教育を考えるシンポジウムの開催	金融経済教育を考えるシンポジウムの開催	△	○		△	△	○
4	少額短期保険募集人管理業務システム開発	少額短期保険募集人管理業務システムの開発及び電子申請・届出システムとの連携	○	○		△	—	△
5	電子申請・届出システムのe-GOVに整備する窓口システムの利用	電子申請の受付・交付の業務を統合するための窓口システム向け機能等の開発	○	○		△	—	△
6	バーゼルIIの国内実施に伴う承認審査に対応したシステムの整備	現在開発中である、基礎的内部格付手法の承認審査に必要なシステムにつき、更に高度なリスク管理手法の適切性の検証を行うために、その機能強化を図る。	○	○		△	—	△

7	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの一層の機能強化 ・保険会社の取扱いを可能とする機能追加 ・預金取扱金融機関に係る徴求項目の追加・変更などの機能変更	○	○	比較	○	—	△
合 計			○= 5 △= 2	/		○= 2 △= 5	△= 2	○= 2 △= 5
(備考)								

- (注) 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「△」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「—」を記入している。
- 2 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入している（複数もあり得る。）。
- 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。
<その他（例示）>
「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。
「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。
「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
- 3 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「◎」）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「△」を、上記の情報が記載されていない場合には「—」を記入している。
- 4 「検証を行う時期の特定」欄には、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されている場合には「○」、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていない場合、若しくは、当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されている場合には「△」、実施することが明らかにされていない場合は「—」を記入している。
- 5 「政策効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「○」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「△」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添 1】

政策評価審査表（実績評価関係）

（説明）

本表は、公表された金融庁の「平成 16 年度実績評価書」に基づき総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名	記 載 事 項
「政策」欄	金融庁における実績評価の体系（法定任務－基本目標－重点目標－政策）に基づき、評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「達成すべき目標」欄	あらかじめ政策効果に着目して設定された「政策の目標」を記入した。 なお、「達成すべき目標」は、評価書に明確には記載されていないため、金融庁に確認を行い、当省で整理して記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（=outcome）はアウトカム、「P」（=output）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標を記入した。 なお、金融庁においては、政策の目標に対する実績を測定するための指標を設定しているとしているが、評価書に明確には記載されていないため、金融庁に確認を行い、当省で整理して記入した。
「指標分類」欄	別添の「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「P」、「CM」、「CI」のいずれかが該当するものを記載している。 なお、「CM」（=outcome measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outcome immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=output）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を、また、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を記入した。
「目標設定の考え方及びその根拠」欄	目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠が記載されている場合に、その考え方、根拠を記入した。
「測定結果等」欄	測定結果等を記入した。
「評価の結果」欄	金融庁における評価の結果、評価の結果に基づく今後の課題及び端的な結論を記入した。 なお、端的な結論とは、金融庁の「平成 16 年度実績評価書」で用いられている用語で、評価が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか及び今後の取組み方針について簡潔に整理したものである。
「政策手段」欄	達成すべき目標を実現するために具体的に講じる手段が記載されている場合、その内容を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方によって指標を分類した案を各府省に提示した。各府省がこの分類案と異なる分類の考え方を行っている場合には、当該府省の考え方を以下に別記として整理している。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度、○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、○開発途上国における教育水準（識字率、就学率） ○農産物の生産量、○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、○環境基準の設定 ○検査件数、○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数、○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数、○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

(別記) 金融庁におけるアウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方

金融庁では、総務省行政評価局の分類において、アウトプット指標として分類されているものの一部について、以下の考え方によりアウトカム指標に分類している。

<p>○ アウトプット指標分類③（行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果）に該当するとされた指標のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>金融庁の監督行政の対象である貸金業者の業務運営の適切性の度合いを表すもの</p>	<p>(例)</p> <p>苦情・相談受付状況（件数）</p>
---	---------------------------------

政策評価審査表（実績評価関係）

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
I 金融機能の安定											
1 金融機関が健全に経営されていること											
(1)不良債権問題が正常化されること	I-1-(1)-② リレーションシップ バンキングの機能強化	15~16年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業対策との連携等を含め、地域密着型金融の機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していく。	C 機能強化計画の進捗状況						支援を行った債務者（正常先を除く）の約4分の1（約18,000先）が業況改善 14年度 15年度 16年度 5463億円 14,791億円 27,737億円 3件 29件 33件 40億円 175億円 261億円 - 7件 57件 56億円 281億円 引き続き、同協議会との連携強化・情報交換が図られている 15年度 229件、3,969億円 ⇒ 16年度 348件、6,290億円 15年6月までに各地域（財務局単位）において立ち上げられ、以後、各地域において概ね2~4回開催 15年度 28件、5億円 ⇒ 16年度 68件、14億円 15年度 346件、373億円 ⇒ 16年度 702件、684億円 98件（法的再生・私的再生）（16年7月~17年6月） ・積極的評価45.4% ・消極的評価37.4% ・わからない17.3% 14.3月期 15.3月期 16.3月期 17.3月期 8.0 7.8 6.9 5.5 11.5 11.4 10.2 - 15.7 16.0 13.8 -	（評価の概要） ・中小・地域金融機関等の取組み実績をみると、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの強化・拡充が図られてきており、地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは、総じて、着実に進捗している。 ・金融機関の取組み実績に対する評価については、利用者アンケート結果等をみると、借り手等の受止め方は従前に比べ改善しているほか、中小企業からみた金融機関の貸出態度も改善傾向にあり、一定の評価ができる。 また、中小・地域金融機関の財務状況を見ると、全体として改善傾向にあり、不良債権比率についても、全体として低下のトレンドに入っているなど一定の効果はあったものと考えている。 （今後の課題） ・創業・新事業支援や早期事業再生などの分野をはじめ、その効果が顕在化するまでには一定の時間を要する取組みが少なくないことを踏まえれば、今後ともこうした取組みを継続していく必要がある。 （端的な結論） 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。	・リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化に関するアクションプログラムの実施 ・中小企業対策との連携 ・整理回収機構（RCC）の一層の活用
			・地域金融機関の経営改善支援による業況改善	CM	-	-	-				
			・不動産担保・保証に過度に依存しない融資	CM	-	-	-				
			・デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）	CM	-	-	-				
			・デット・デット・スワップ（債務の劣後ローン化）	CM	-	-	-				
			中小企業再生支援協議会等の活用	P	-	-	-				
			中小企業再生支援協議会の再生計画策定	CM	-	-	-				
			産業クラスターサポート金融会議	P	-	-	-				
			産業クラスターサポートローン	CM	-	-	-				
			政府系金融機関等との協調融資	CM	-	-	-				
			整理回収機構（RCC）による企業再生の状況（再生件数）	CM	-	-	-				
			利用者アンケート結果	CM	-	-	-				
			不良債権比率の状況（%）	CM	-	-	-				
・地域銀行											
・信用金庫											
・信用組合											

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段	
						基準年次	達成年次		14.3 月期	15.3 月期	16.3 月期	17.3 月期				
			主要行の不良債権比率(%)	CM	主要行の不良債権比率を半分程度に低下	14年 3月末	16年度末	(考え方及び根拠) 「金融再生プログラム」(平成14年10月30日金融庁)に基づき設定。	-	14.3 月期	15.3 月期	16.3 月期	17.3 月期			
			検査監督連携会議開催状況	P	-	-	-							OH16.8(金融庁) OH16.10(各財務局) OH17.2(金融庁) OH17.3(金融庁)		
			検査監督データシステムの整備状況	P	-	-	-							業務・システム最適化計画の策定のための見直し方針策定作業に関しては、外部コンサルティング業者の支援の下、検査局及び監督局が保有する情報を、双方が有効に活用し得る仕組みを構築することなどを内容とする見直し方針を策定		
			マニュアル等整備検討状況	P	-	-	-							○「金融検査に関する基本指針」を策定 ○「金融検査評価制度」を策定		
I-1-1-(2)-② 効果的なオフサイト・モニタリングの実施	平成16年度においては、各業態の時々の実情を反映して効果的なオフサイト・モニタリングを実施すること、各業態向けの総合的な監督指針を策定すること、及び、オフサイト・モニタリング・システムの機能拡張を図る。	P	オフサイトモニタリングの実施状況	P	-	-	-							○金融機関の経営に関する情報を収集・徴求し、その分析を行うとともに、定期的な面談等を通じ、金融機関との意見交換を行った。 ○各業態毎にその特徴に即したオフサイト・モニタリングの充実を図り、監督行政の更なる充実を図った。 ○金融機関に対して定期的に行っている徴求資料の見直しを行い、廃止・削減を行った。	(評価の概要) ・効果的なオフサイト・モニタリングの実施に関する取組みにより、監督行政の充実が図られ、これにより、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促すことに資するものがあった。 (今後の課題) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の作成及び同指針に基づいた着実な監督の実施が必要。 ・「金融コングロマリット監督指針」に基づき、グループレベルでの監督を着実に実施していくことが必要。 ・監督部局及び検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、効率的なモニタリングを実施していくことが必要。 ・金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくために効率的なシステム機能強化等の検討が必要。 ・平成18年度において、モニタリング・システム等に係る予算要求、金融コングロマリット化等に対応した機構定員要求を行う必要がある。	・効果的なオフサイト・モニタリングの実施 ・主要行等向けの総合的な監督指針等の策定 ・金融コングロマリットに対する監督体制の整備等 ・預金取扱金融機関に係るモニタリング・システムの再構築
			主要行等向けの総合的な監督指針等の策定	P	監督指針の策定	-	H16年度	(考え方) - (根拠) -						○「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定について検討を開始した。 ○証券会社、保険会社の総合的な監督指針(案)をそれぞれ公表し、意見募集を行った。 ○平成16年12月に「信託会社等に関する総合的な監督指針」を、17年6月に「金融先物取引事業者向けの総合的な監督指針」を策定した。		
			金融コングロマリットに対する監督体制の整備状況	P	-	-	-							○平成16年11月に、「コングロマリット室」及び「国際監督室」を設置した。 ○平成17年6月に、「金融コングロマリット監督指針」を策定した。		

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
			預金取扱金融機関に係るモニタリング・システムの再構築	P	-	-	-		○平成16年9月期の徴求報告から、預金取扱金融機関についてはオンラインでのデータ徴求が可能となった。 ○財務事務所までシステム展開されたことから、財務事務所での中小・地域金融機関への深度あるモニタリングがタイムリーに実施できるようになった。	(端的な結論) 政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組み(金融機関の財務の健全性や業務の適切性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組み)の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。	
I-1-(2)-④ 資本増強の経営の健全化	パブリック・プレッシャーの下で各金融機関の経営健全化計画の履行を促し、金融機関の経営の早期健全化を図る。	C	経営健全化計画の履行状況	P	-	-	-		○早期健全化法に基づき資本増強が行われた金融機関の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正が図られている。 ○計画未達の金融機関について、報告の徴求、業務改善命令といった監督上の措置が講じられている。	(評価の概要) ・旧安定化法及び早期健全化法に基づく資本増強額(約10.4兆円)の17年3月末の残高は約6.9兆円となっている。こうした動きは、基本的に各金融機関の経営健全化の進展を反映したものであると考える。 (今後の課題) ・より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、引き続き行政面における適切な対応に努めていく必要がある。 ・このため、平成18年度においては、公的資本増強の優先株式等の処分に係る業務に対応する定員要求を行う必要がある。	・経営健全化計画のフォローアップ
			資本増強の公的資金返済額	CM	-	-	-		○横浜銀行は16年8月に公的資金を全額処分・返済した。 ○16年8月及び17年3月にはみずほフィナンシャルグループが、16年11月には三井住友フィナンシャルグループが、合わせて6,836億円の優先株式の処分を行った。 ○16年9月及び17年3月にはみずほフィナンシャルグループ、三井トラストホールディングスが、合わせて5,650億円の劣後債・ローンの期限前償還・期限前弁済(いわゆる「コールオプション行使」)を行った。	(端的な結論) 政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。	
I-1-(2)-⑤ 金融機能強化法の適切な運用	平成16年度においては、法施行に伴い、経営強化計画の内容の詳細、国の資本参加に当たっての審査基準の詳細等必要な事項を定めた政令・府令等を整備するとともに、資本参加についての申請を受けた場合に適切な対応を図る。	P	政令・府令等の整備状況	P	関係政令・府令等の整備	-	H16年度	(考え方) - (根拠) -	○金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行 ○金融機能強化法に基づく公的資本参加に係る主要な事項については、法律及び政府令において明確化 ○16年7月に、法令の内容を踏まえ、同法に基づき資本参加を行う場合の運用上の留意事項を規程し公表	(評価の概要) ・本制度を実際に運用するための枠組みは整ったものと考えている。 ・16事務年度は、株式等の引受け等に関する申込みはなかった。 (今後の課題) ・株式等の引受け等に関する申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、資本参加が決定された場合には、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うなど適切な運用を図っていく必要がある。このため、平成18年度において、所要の政府保証枠等の予算要求を行う必要がある。	・金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正等 ・「金融機能強化審査会」の開催等
			「金融機能強化審査会」の開催等	P	-	-	-		「金融機能強化審査会」の第一回会合を、16年8月に開催し、会長の互選、運営規程の決定等が行われた。	(端的な結論) 政策の達成に向けて成果(制度整備等)が上がっており、今後もこれまでの取組み(申込みがあった場合は、法令等に基づき適切な対応)を進めていく必要がある。	

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等					評価の結果	政策手段						
						基準年次	達成年次														
2 金融システムの安定が確保されていること																					
(1)金融システムの安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時においても混乱なく円滑な処理が図られること	I-2-(1)-② ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底	預金者保護や金融システムの安定確保の観点から、こうした預金保険制度について誤解や不知による混乱を来たさないことが重要であることから、制度の周知を図るための広報活動を実施する。	P	預金保険制度についての国民の理解状況	CM	-	-	-	/						<p>(評価の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の周知徹底を図るための様々な広報活動を行った結果、ホームページへのアクセス件数の大幅な増加等、預金者の預金保険制度への関心の高まりが見られるとともに、アンケート調査による預金保険制度の認知度についても、ここ数年は高い水準を維持している。 ・現在に至るまで、ペイオフ解禁拡大に関し、預金者の誤解や不知に基づく特段の混乱は見られていないなど、預金者への預金保険制度の周知は、相当程度図られた。 <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き預金保険制度について、より深い理解を促すための広報活動を継続する。 ・平成18年度において、預金保険制度に係る広報活動を充実させるため、予算要求を行う必要がある。 <p>(端的な結論)</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p>	・ペイオフ解禁に向けての情報提供					
				・アンケート調査による預金保険制度認知度（預金保険制度の認知度に関するアンケート調査）（%）																	
				「内容まで知っている」、「見聞きしたことがある」と回答																	
				「全く知らない」と回答																	
				・ホームページアクセス件数（ホームページ「新しい預金保険制度について」への毎月のアクセス件数）	P	-	-	-		16.10月	16.11月	16.12月	17.1月	17.2月							
				9,374						12,061	12,477	25,801	31,969								
				17.3月						17.4月	17.5月	17.6月	17.7月								
				46,999						32,148	18,775	17,092	13,515								

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段											
						基準年次	達成年次															
I-2-(1)-③ 円滑な破綻処理のための態勢整備	金融機関の破綻処理を迅速かつ円滑に進めるため、名寄せデータの正確性の向上や預金保険機構等の関係機関との緊密な連携に努める。	P	名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況	P	-	-	-		<p>○名寄せデータの正確性の向上については、預金保険機構と連携しつつ金融機関の検査を行い、そのデータベース等の整備状況を厳正に検証した。17年3月までに、対象となるすべての金融機関に対し、名寄せデータの整備状況について検証した。</p> <p>○検査の結果、名寄せ整備に関しては、例えば次のような事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険法に基づき、預金口座の名寄せを行うためにデータ整備を行っているが、例えば、同一団体で設立年月日が相違しているものなど、多数の不備が認められる事例 ・整備済みとしているデータについて、申込書と登録データの突合を行っていないことなどから、人格コードや名寄せ用カナ氏名等の誤りが多数認められる事例 <p>○名寄せの際に支障が生じるおそれがあると認められた金融機関全てについて、是正策の報告を求めなどのフォローアップを行った。フォローアップを受けた金融機関においては、名寄せデータの精度の向上が図られた。</p>	<p>(評価の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップを受けた金融機関においては、名寄せデータの精度の向上が図られた。 ・万が一金融機関が破綻した場合にも速やかに預金の払い戻しが行われる態勢の整備に努めた。 ・関係機関との連携により、預金等定額保護下での破綻処理のための態勢整備の充実を図った。 <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、名寄せデータの精度の維持・向上や、初動対応の一層の円滑化、迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備を行う必要がある。 ・検査においても、引き続き、預金保険機構とも連携し、適時適切に名寄せデータの整備が図られているか検証していく必要がある。 <p>(端的な結論)</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善(預金等定額保護下での破綻処理を円滑に進めるため、名寄せデータの精度の維持・向上や関係機関との連携を強化する等)や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名寄せデータの正確性の向上 ・関係機関との連携強化 											
												・名寄せ検査実施状況										
												(本庁実施)										
												銀行	36	38	32	43						
												信用金庫	0	1	0	0						
												信用組合	0	0	0	0						
												(財務局実施)										
												銀行	35	30	31	22						
												信用金庫	176	116	102	121						
												信用組合	12	92	76	51						
(預金保険機構実施)																						
銀行	2	1	10	16																		
信用金庫	14	31	56	61																		
信用組合	23	34	34	27																		
(計)																						
銀行	73	69	73	81																		
信用金庫	190	148	158	182																		
信用組合	35	126	110	78																		
(総計)	298	343	341	341																		
	関係機関との連携状況	P	-	-	-				<p>関係機関との連携強化については、預金保険機構との緊密な連携の下、破綻処理にかかる初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議を継続した。</p>													

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
(2)国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること	I-2-(2)-① 国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献	金融庁においては、各国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画する。	P	各国際フォーラムにおける国際ルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動等）	P	-	-	-	<p>国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行った。</p> <p>○委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、銀行のコンプライアンス機能やコーポレート・ガバナンスのあり方及びバーゼルIIにおけるトレーディング勘定の取扱い等、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献した。</p> <p>○バーゼルIIの実施について、監督当局間の情報交換等を行う新規制実施作業部会を主催したほか、わが国におけるバーゼルII実施の枠組み及び主要邦銀のバーゼルII実施計画に関する説明会を開催するなど、海外当局との情報交換にも積極的に取り組んだ。</p> <p>○専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、5つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に積極的に貢献した。</p> <p>○「信用格付機関の基本行動規範」の策定においては、わが国から積極的に意見を発信し、行動規範の策定に大きく貢献したほか、アジア・太平洋地域委員会では、我が国が中心となって、当該地域における債券市場の制度整備状況の調査を行い、その取りまとめを行うなど、IOSCOが積極的に国際的な証券規制監督上の課題を改善していく上で、重要な貢献を行った。</p> <p>○執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に参画し、各種の基準等の策定等に積極的な貢献を行った。</p> <p>○会計小委員会においては本年2月より我が国が議長を務め、「ソルベンシー評価に関する国際的な共通指針」の策定にあたっては、我が国における監督経験に基づき、保険会社の保有するリスクに応じた監督の考え方の整理を提案するなど、重要な貢献を行った。</p>	<p>（評価の概要）</p> <p>・国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行った。これらの国際的なフォーラム等が作成した基準、原則、報告等は、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることが期待される。</p> <p>（今後の課題）</p> <p>・引き続き、各国際フォーラムにおいて国際的なルール作りを受身ではなく、戦略的見地から積極的に参加し、我が国の立場を主張しつつ、主導的な役割を果たすべく努力していく。</p> <p>・平成18年度において、国際ルール整備体制の強化のための機構定員要求及び国際ルール策定等へ積極的な貢献を行うにあたり、各国際フォーラムへの出席のための予算要求を行う必要がある。</p> <p>（端的な結論）</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p>	<p>・バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS等の国際フォーラムにおける国際ルール策定等への積極的な貢献</p>
				・バーゼル銀行監督委員会							
				・証券監督者国際機構（IOSCO）							
				・保険監督者国際機構（IAIS）							

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
			・ジョイント・フォーラム						<p>○全ての本会合に参画し、各種の報告書等の作成に積極的な貢献を行った。</p> <p>○バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS及び各国金融監督当局との業態横断的な情報交換や連携強化への取組みに積極的に参加した。</p> <p>○WTOにおいては、先進国及び途上国との間で金融サービスの自由化について議論を行うなど、金融サービス分野の自由化交渉に積極的な貢献を行った。</p> <p>○経済連携協定交渉については、現在行われているアジア諸国との交渉の中で、金融サービスの自由化へ向けて積極的に議論を行っている。</p>		
			・世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA)交渉								
I-2-(2)-② 新興市場国の金融当局への技術支援	我が国としてアジア大洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取組む。	P	研修事業等の実施状況	P	-	-	-		<p>○16年度においては新興市場国の金融規制監督当局担当者に対し、証券監督者セミナー(16年9月)、証券法務執行セミナー(16年12月)、保険監督者セミナー(17年5~6月)を実施した。</p> <p>○アジア新興市場国の保険市場および保険監督制度に関する実態調査、並びに銀行監督実務の現状や課題を把握するための調査を行った。</p> <p>○金融情報システムに係る個別問題の解決のために現地へ専門家を派遣し、研修を行った(スリランカ、16年9月)。</p>	<p>(評価の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16年度に行った施策は、新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上、更には我が国との連携強化に寄与した。 <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア大洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組む必要がある。 ・研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を実施するなどの取組みを引き続き行う必要がある。 ・平成18年度において、新興市場国に対する技術支援の効果的实施にかかる予算要求を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新興諸国の金融当局を対象とした研修事業等の実施 ・今後の知的協力のための実態把握調査 ・金融情報システムの個別問題についての派遣研修
			・研修生に対するアンケート調査の結果	CM	-	-	-		<p>試行的に導入したアンケート調査の結果、証券監督者セミナーおよび証券法務執行セミナーにおいては(保険監督者セミナーについては調査実施中)、それぞれ回答者の7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得た。さらに、研修生回答のうち7割以上が帰国後「研修内容を他の担当者と共有した」としている。</p>	<p>(端的な結論)</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化(アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想されること、またアジア諸国との経済連携協定交渉が始まり、交渉対象国における我が国金融機関の業務運営の円滑化を図るための技術支援を行う重要性が高まること等)に対する取組みの有効性等の変化を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p>	

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護											
1 国民が金融サービスを適切に利用できること											
(1)金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	II-1-(1)-① 投資サービスに関する制度整備	○今事務年度においては、外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防止するため、外国為替証拠金取引が先物取引と同様の性質を有するデリバティブ取引であると整理し、金融先物取引法を改正することにより、外国為替証拠金取引を取扱う業者に対し、金融・証券先物取引に関するルールに倣ったルールに基づいて、行政による監督がなされるよう、所要の法案（金融先物取引法案）を国会に提出し、政令・府令を整備する。 ○適切な利用者保護と公正・効率・透明な市場の構築を目的として、「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた検討を開始する。	P	金融審議会等での検討状況	P	-	-	-	○金融審議会金融分科会第一部会の開催状況（投資サービス法（仮称）関連） 昨年9月以降、以下の論点を柱として、投資サービスにおける投資家保護のあり方についての検討を本格化させ、計14回の審議を経て、投資サービス法（仮称）の基本的な考え方を「中間整理」としてとりまとめた（17年7月7日）。	<p>（評価の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融先物取引法改正に伴い、委託者等の保護上支障をきたすことのないよう、財務面・人的構成等の観点から登録拒否要件を明記するとともに、業者に対する行為規制の厳格化、自己資本規制の導入等といった措置により、事後監視型の委託者等保護策を強化しており、政策目標である「投資者の保護」の達成に資するものとなっている。 <p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「投資サービス法（仮称）」の法制化に向けた作業を実施することとしており、平成18年度において投資サービスに係るルール策定等の体制強化のための機構定員要求等を行う必要がある。 <p>（端的な結論）</p> <p>現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施（「投資サービス法（仮称）」の法制化に向けた作業の実施）されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。</p>	・投資サービスにおける投資者保護の拡充

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
II-1-(1)-② 保険をめぐる諸問題への適切な対応	保険契約者保護をより一層図るため、「無認可共済への対応」「保険契約者保護制度の見直し」、「銀行等による保険販売規制の見直し」などについて、金融審議会において検討等を行うとともに、立法措置等必要な措置を講じる。	P	保険制度に係る企画立案の状況	P	-	-	-		<p>○根拠法のない共済への対応及び保険契約者保護制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会における審議・法制化に向けた検討 「根拠法のない共済への対応」及び「保険契約者保護制度の見直し」については、保険WG及び金融審議会金融分科会第二部会において検討が行われ、16年12月に金融審議会金融分科会第二部会報告「根拠法のない共済への対応について」及び「保険契約者保護制度の見直しについて」が取りまとめられたところであり、これをもとに、法制化の検討を行った。 ・「保険業法等の一部を改正する法律案」の策定 「保険業法等の一部を改正する法律案」を、17年3月、第162回通常国会に提出した。 <p>○銀行等による保険販売規制の見直し</p> <p>16年3月末の金融審議会金融分科会第二部会報告を踏まえ、関係業界等との間で具体的な内容の調整を行ってきたが、17年6月10日にその具体案をとりまとめて公表した。今般の規制の見直し案においては、融資先販売規制を導入するとともに、事業資金の融資業務と保険募集の担当者分離を行うなど、新たな弊害防止措置等を規定している。</p> <p>○その他保険契約者等の保護のためのルール等の整備</p> <p>「変額年金保険等に係る責任準備金の積立ルール」については、16年10月及び同年12月に関係府令等の改正を行い所要の整備を行った。</p> <p>いわゆる第三分野の保険商品についての財務関連のルール整備を図るため、17年6月に「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」による検討会において報告書が取りまとめられたほか、保険商品の販売勧誘のあり方について検討を行うため17年4月より「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」による検討会を開催している。</p>	<p>(評価の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法のない共済について、原則として保険業法の規制対象とすること、一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、登録制等の新たな規制の枠組み（「少額短期保険業者」）を創設すること等により、保険契約者等の保護の一層の充実が図られるものと考えている。 ・保険のセーフティネットについて、補償内容や財源措置を見直すことにより、保険契約者等の保護の一層の充実が図られるものと考えている。 ・銀行等による保険販売規制の見直しにより、販売チャネルの多様化や保険商品の選択肢や商品に関する情報が増加し、利用者利便が向上することや利用者のニーズに適合する商品開発の促進につながるなどが期待される。 ・変額年金保険に係る責任準備金積立ルールの整備を行ない、これにより、保険契約者等の保護の一層の充実が図られるものと考えている。 <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「根拠法のない共済への対応」「保険契約者保護制度の見直し」については、第162回通常国会において成立した法律の周知を図るとともに、関連する政令・府令を引き続き整備する必要がある。 ・「銀行等による保険販売規制の見直し」については、今後、内閣府令の改正内容について周知した上で円滑な施行を図り、施行後は必要なモニタリングを実施しつつ、弊害の発生防止に努め顧客利便の向上等を実現する必要がある。 ・第三分野の保険商品の財務関連ルール整備については、17年6月に取りまとめられた報告書の内容を踏まえて、内閣府令等の改正を速やかに行う必要がある。 ・平成18年度において、保険制度に係る企画立案及び監督事務を着実かつ効率的に遂行するため、機構定員要求を行う必要がある。 <p>(端的な結論)</p> <p>現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施（制度の円滑な施行に向けた取組み等）されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法のない共済への対応 ・保険契約者保護制度の見直し ・銀行等による保険販売規制の見直し ・その他保険契約者等の保護のためのルール等の整備

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段						
						基準年次	達成年次										
(2)国民が各種金融サービスに関する理解していること	Ⅱ-1-(2)-① 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供	P	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに関する理解の状況	CM	-	-	-			<p>(評価の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさまへ」の内容の拡充によってより多くの国民がコーナーに関心を持つようになった。 ・「証券投資に関する全国調査」及び「金融に関する消費者アンケート調査」の結果によると、国民の金融・証券に関する知識には如実な変化は見られておらず、引き続き、金融に関する知識・理解の向上を図っていくことが重要である。 ・ホームページを積極的に活用することにより、効率的・効果的な広報展開が図られた。 <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会・媒体を最大限有効に活用して、内外に対し正確な情報発信を行い、金融行政について適切な理解が得られるよう努める必要がある。 ・文部科学省・教育関係者や金融関係団体等との連携を図って、金融知識の普及・情報提供の一層の推進・充実のための諸施策を横断的に進めていくことが重要。 ・情報の収集や対応方法について関係部局と適宜連携を行い、相談等に適時適切な対応を行うための体制の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融知識の普及 ・金融行政に関する広報の充実 						
												「何らか知っている」と回答	H12 23.0→H15 29.9				
												「ほとんど知らない」と回答	H12 49.0→H15 37.4				
												・金融に関する消費者アンケート調査（「ほとんど知識がないと思う」とする回答の割合）（%）					
												金融・経済の仕組み	H13 49.7→H15 50.2				
												金融商品	H13 57.3→H15 57.3				
												預貯金	H13 23.1→H15 24.4				
												株式・債権等の証券投資	H13 70.7→H15 70.6				
												保険、年金	H13 29.1→H15 30.6				
												預金保険制度や金融商品販売法等の利用者や消費者を保護する仕組み	H13 64.9→H15 62.3				
												金融庁ホームページ（「金融サービス利用者コーナー」については、平成17年4月から「おしえて金融庁」及び「一般のみなさまへ」と改修）へのアクセスの状況（件数）	P	-	-	-	H15事務年度（180,178件（月間件数15,014件））→H16事務年度206,029件（月間平均17,169件）
												金融庁ホームページへのアクセスの状況（件数）（月間平均）（件）	P	-	-	-	
												・和文ホームページ					H15事務年度 253,800 ↓ H16事務年度 339,590
												・英文ホームページ					H15事務年度 7,598 ↓ H16事務年度 10,477
												新着メール配信サービス登録件数（件）	P	-	-	-	1万9千件超（H16事務年度末）
ご意見箱受付件数（件）	P	-	-	-	4,118（H16事務年度中）												

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
			金融庁ホームページの充実状況（ホームページにおけるコーナーの新設や掲載情報の整理等の改修実績等）	P	-	-	-		<p>○外部コンサルタントを活用して改善の将来計画を策定し、第1段階として4月にトップページの改訂を行った。</p> <p>○「金融サービス利用者コーナー」が国民からより利用されるよう、トップページの改訂に合わせて、その名称を「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」と再編し、内容の拡充を図った。</p> <p>○「アクセスFSA」について、「ペイオフ解禁拡大」や「金融改革プログラム」について集中連載を行うなど、特集や連載記事を充実させた。</p> <p>○政府広報で使用するテレビ等の各種媒体において、金融庁ホームページのアドレスを掲載するなど積極的なPRに努めた。</p>		
			金融知識の普及活動	P	-	-	-		<p>○16年8月、「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果をホームページに掲載した。</p> <p>○16年11月、中学・高校生向けの金融分野に関する副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を改訂し、金融庁ホームページに掲載した。</p> <p>○16年12月、高校卒業生向けパンフレット「2005年版 はじめての金融ガイド 金融取引等の基礎的知識」を作成しホームページに掲載した。</p>		
(4) 企業内容の 情報開示が 十分行われて いること	Ⅱ-1-(4)-① 証券取引法に基づく ディスクロージャーの 充実	○ディスクロージャー 制度の不断の整備を図 る。 ○EDINET(電子開示シ ステム)を利用したディ スクロージャーの電子化 を推進する。	関係法令・府令等の整 備状況	P	-	-	-		<p>公開買付制度の適用範囲の見直し、親会社情報の開示の義務づけ、英文開示制度の導入を盛り込んだ証券取引法改正法案を平成17年3月に国会に提出した。</p>	<p>(評価の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等の作成のルールである「記載上の注意」の明確化を図り、また、開示上の留意点について全開示企業に対して文書を送付し周知を図るとともに、セミナー等を全国で開催した。これらにより、開示書類の正確性が向上することが期待される。 ・17年6月に成立した証券取引法は、公開買付制度の形骸化を防ぐ観点から、迅速な対応を行ったほか、親会社情報の開示の義務付けにより投資判断として重要な親会社情報の開示が充実するものと考えている。 ・EDINETによる開示書類等の提出者数(内国会社)は平成17年6月末には4,800社を超え、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへの月別アクセス件数も、平成16事務年度は約152,000件と増加傾向にあり、これらの数字は、ディスクロージャーの電子化の推進による効果を表しているものと考えている。 	<p>・証券市場の活性化に向けた信頼される市場確立のためのディスクロージャーの継続的整備</p>
			EDINETの整備及 び利用の状況	P	-	-	-		<p>○開示書類のEDINETでの提出が原則義務化されたことに伴う通信量増大によるアクセスの困難に対応するため、通信回線を大幅に増速させた。</p> <p>○引き続き、セキュリティの強化等システム基盤の整備を行った。</p> <p>○平成16年の証券取引法令の改正に伴い、プログラム変更を行った。</p> <p>○EDINETを中心とする有価証券報告書等に関する業務については、「業務・システム見直し方針」を平成17年6月に完成させた。</p> <p>○EDINETの高度化に向けた取組を進めていくことを目的として「EDINETの高度化に向けた協議会」を発足させ、作業を行っている。</p>		

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等			評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次		H15.6末	H16.6末	H17.6末		
			・EDINETによる関係書類の提出会社数（内国社数）（社）	P	-	-	-		約2,600	約4,400	超4,800	<p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開買付制度や大量保有報告制度のあり方、投資商品の性格に応じたディスクロージャーのあり方や適格機関投資家の範囲の見直し、四半期報告制度のあり方などについて更に詳細な検討を行う必要がある。 ・内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の監査のあり方についても、引き続き検討を行う必要がある。 ・平成18年度において、開示制度の信頼性確保に向けた体制強化を図るため、機構定員要求を行う必要がある。 ・業務・システムの最適化計画を17年度中の出来るだけ早い時期に策定し、これに従いXBRLの導入及びそれに伴うシステムの再構築等を進めていく必要がある。 ・システムの増強、セキュリティの強化等、基盤整備を行う必要がある。 ・平成18年度において、有価証券報告書等電子開示システム開発業務料の予算要求を行う必要がある。 <p>（端的な結論）</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p>	
			・EDINETサイトへのアクセス件数（月別年平均）（件）	P	-	-	-		約55,000	約97,000	約152,000		

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
Ⅱ-1-(4)-③ 公認会計士監査の充実・強化	○公認会計士等に対する処分等についての体制整備やルールの明確化を図りつつ適切な処分等を行う。 ○品質管理レビューのモニタリングの実施を行う。 ○公認会計士試験の実施及び新制度の実施に向けた準備を行っている。	P	金融庁による公認会計士等に対する処分状況（処分件数）	P	-	-	-	16年12月に監査法人1法人、公認会計士1名、17年1月に監査法人1法人を、公認会計士法に基づき処分 平成16年7月から17年6月までに、公認会計士・監査審査会を24回開催 『品質管理レビューの一層の機能向上に向けて一日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握及び提言』として報告書を17年2月に公表 平成16事務年度において16年第2次試験論文式試験、同第3次試験（筆記試験、口述試験）、17年第1次試験及び同第2次試験短答式試験について厳正な実施を行った。 ○平成16年7月より新試験実施検討小委員会を発足させ、17年5月までに8回開催し、新制度による公認会計士試験の実施に向けた検討を行った。 ○17年2月8日及び6月28日に、公認会計士・監査審査会において、試験日程、試験時間、問題数、配点、解答方式の他、出題範囲の要旨及び論文式試験サンプル問題（租税法、統計学）の決定を行った。 ○このうち2月8日決定に係るものについては同月10日に、6月28日決定に係るものについては7月27日に公表した。	（評価の概要） ・「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」を公表し、処分の基準をできるだけ具体化・明確化したことは、公認会計士監査の充実・強化に寄与する。 ・『日本公認会計士協会が行う品質管理レビュー』の実態把握及び提言の取りまとめ並びに継続的なモニタリングの実施は、協会の品質管理レビューの一層の機能向上に資することにより、我が国の監査の質の確保と実効性の向上に寄与する。 ・公認会計士試験を厳正に実施するとともに、新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備を進めることにより、財務諸表の適正性を担保する監査業務の担い手である公認会計士の輩出及び新公認会計士試験の実施に係る事務効率化に寄与する。 （今後の課題） ・日本公認会計士協会による品質管理レビューについて、一層の機能向上を促進し、それを踏まえた深度あるモニタリングを実施する必要がある。 ・監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえた監査基準の改訂について、今後、所要のとりまとめ作業を行う必要がある。 ・公認会計士試験システムの適正かつ受験者の利便に資する運用を確保する必要があるため、18年度において、予算・機構定員要求を行う必要がある。 （端的な結論） 政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。	・金融庁による公認会計士等に対する監督 ・公認会計士・監査審査会による日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューのモニタリング ・公認会計士・監査審査会による公認会計士試験の厳正かつ効率的な実施 ・新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備	
			公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）	P	-	-	-				
			公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリング実施状況	P	-	-	-				-
			・審査件数								96件
			・立入検査件数								3件
公認会計士・監査審査会による公認会計士試験の実施状況	P	-	-	-	-						
新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備状況	P	-	-	-	-						

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること											
(1)金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること	Ⅱ-2-(1)-① 利用者保護の観点からの厳正で実効性のある検査の実施	○利用者保護の確保、利用者利便の向上を促す観点から、重点検証事項などを盛り込んだ検査に係る基本方針にて実施方針を策定し、基本計画に従い実施する。 ○検査中の被検査金融機関名をホームページで公表し、当該金融機関に関する情報を広く一般から受け付け、当該情報を参考にした検査を実施する。	P	利用者保護に係る検査実施状況及び検査指摘状況	P	-	-	-	<p>○平成16検査事務年度検査基本方針において、「金融機関の利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた対応」を検査重点事項として掲げ、検査実施計画に基づき、3つの検証項目を各金融機関に対する検査において重点的に検証。</p> <p>○利用者保護を重点事項として検証した結果、行政処分に至った金融機関における事例のほか、次のような事例が検査において把握された。</p> <p>・顧客情報管理態勢 顧客情報等の管理について、規程が定められていないことに加え、営業店において、重要書類の紛失や顧客の信用情報等を含む書類の誤送信などが発生しているにもかかわらず、所管部署において、発生原因の分析や再発防止策等に係る検討を十分に行っていないことから、経営陣に対する事故報告が個別案件の概要及び発生件数を報告するのみで、分析等を欠いたものとなっている事例</p> <p>・説明責任の履行状況 リスク性商品の販売に当たっては、トラブル未然防止等を目的として、取引の都度、顧客から確認書を事前徴求するようマニュアル等で定めている。しかしながら、担当者の失念によりこれを行わず販売し、また担当部において徴求漏れが判明した後も行内手続で定められた事務過誤報告を行わず、顧客に遡及日付による確認書の作成を依頼し、徴求している事例</p> <p>・苦情等処理態勢 苦情の定義が限定的（例えば、担当で処理できなかった案件に限定するなど）であり、本来苦情とすべき内容の申出を苦情としない事例が多数認められるほか、契約者等から代理店等へ寄せられた苦情を一元的に管理する仕組が整備されていない事例</p>	<p>（評価の概要）</p> <p>・問題点については、検査において的確に指摘を行うことにより、さらに、その後の監督局で実施した検査後のフォローアップとリンクして、金融機関に自主的な改善を促す効果があった。</p> <p>・金融機関の業界団体との意見交換会等において、検証の結果判明した問題事例を当局より伝えることにより、利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた取組の重要性についての認識が広まった。</p> <p>・検査情報受付窓口へ寄せられた情報については、検査班に迅速に連絡することにより、検査における検証の実効性の向上に寄与している。</p> <p>（今後の課題）</p> <p>・個人情報保護法の施行後においてもなお、金融機関で個人情報紛失、漏洩が頻発するなど、利用者保護への厳正な対応が求められる。</p> <p>・検証をより深度あるものとするため、16年9月から検査情報受付窓口を設置し、広く一般から情報を受け付けているが、今後もこれらの情報を参考に効果的な検査を行っていく必要がある。</p> <p>（端的な結論） 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある（平成17検査事務年度において、重点事項として掲げられていることも踏まえ、適切に対応していく必要がある。）。</p>	<p>・検査に係る基本方針にて実施方針を策定し、基本計画に従い実施</p> <p>・法令遵守に係る情報収集態勢を強化するなど、利用者保護の視点に立ったより深度ある検査の実施</p>
				情報の受付状況（受付件数）及び検査での情報活用状況	P	-	-	-	<p>○775件（16.9～17.6）</p> <p>○寄せられた情報については、検査班に迅速に連絡</p>		

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
Ⅱ-2-(1)-③ 貸金業者に対する的確な監督	貸金業者に対する適切な指導・監督の実施を通じて、資金需要者を保護し悪質な金融業者を排除する。	C	登録状況（新規登録件数）（件）	CM	-	-	-	/	15年度 4,023→16年度 1,925	<p>（評価の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金需要者の保護、悪質な業者の排除について成果が上がりつつある状況がうかがわれる。 ・事務ガイドラインの改正等の取組みは利用者保護ルールの整備・徹底や業者のガバナンスの向上に資するものと考えている。 <p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録審査の適正な実施、ヤミ金融問題に対する関係機関・団体との緊密な連携、悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分等、引き続き的確な監督を行っていく必要がある。 <p>（端的な結論）</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録審査の的確な実施 ・関係機関・団体との緊密な連携
			苦情・相談受付状況（件数）	CM (P)	-	-	-		15年度 77,433→16年度 56,318		
			ヤミ金融等被害防止対策会議等の開催状況（回）	P	-	-	-		15年度 154→16年度 128		

3 市場が公正であること

(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること	Ⅱ-3-(1)-① 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保	○証券市場における取引の公正を害する犯則事件の調査、証券会社等に関する検査及び日常的な市場監視を行う。 ○課徴金制度の導入など監視委員会の機能強化に対応するための体制の整備を行う。	P	犯則事件の告発状況（犯則事件の告発件数等）	P	-	-	-	/	告発件数	告発人数	<p>（評価の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度における監視委員会の活動は、当初予定していた事務を着実に実施し、もって、証券市場等における投資者の保護及び取引の公正性の確保に寄与しているものと考えている。 <p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな調査・検査権限を的確に行使することにより、証券市場に対する信頼の向上及び投資者の保護を図ることが求められている。 ・平成18年度において、課徴金制度の円滑な運用のための体制整備及び証券会社等に対する検査体制等の充実・強化を図るため、予算・機構定員要求を行う必要がある。 <p>（端的な結論）</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、証券市場に対する投資者の信頼を確保するため、市場監視の徹底及び体制の充実・強化を図り、新たな調査・検査権限を円滑に運用していくための体制の整備の実施等）を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券犯罪の徹底摘発について、犯則事件の厳正な調査を実施 ・悪質な市場仲介者の徹底摘発について、検査に係る基本方針・計画を策定し検査を実施 ・証券市場における公正な価格形成等の確保について、不審な取引に対する迅速な審査を実施 ・課徴金制度を円滑に運用していくための体制の整備
				インサイダー取引						6	10	<p>○検査基本計画に従い、以下の取組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資勧誘状況の検査（勧告：2件） ・公正な価格形成を阻害する行為の検証（勧告：2件） ・誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等の検証（勧告：3件） ・登録金融機関に対する弊害防止措置等の遵守状況の検証（勧告：1件） ・過去の検査における問題点の改善状況（勧告の実施） 	
				相場操縦					2	2			
				風説の流布・偽計						1	2		
				虚偽の有価証券報告書等提出						2	4		
				計						11	18		
				検査の実施状況（検査実施件数、勧告件数等）									
				・平成16事務年度の検査実施件数（社）	P		16事務年度	16事務年度					
				国内証券会社		94				96			
				外国証券会社		16				17			
				登録金融機関		25				27			
				・勧告件数等	P	-	-	-					
				取引審査の実施状況（取引審査実施件数等）	P	-	-	-					
				・価格形成						153			
				・インサイダー取引						506			
				・その他						15			

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
			体制整備の状況	P	—	—	—		課徴金の調査体制や有価証券報告書等の検査体制を整備するほか、外国為替証拠金取引規制に対応するための検査体制や証券会社等の検査の一元化に伴う検査体制を整備するため、新たに平成17年度機構・定員要求を行い、所要の増員（44名）及び検査局からの振替（35名）が措置された。		
Ⅱ-3-(1)-② 証券市場に対する監視機能の強化	証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立する。	C	政令・府令の整備状況	P	—	—	—		<p>○課徴金制度の円滑な実施に向けた政令、内閣府令の整備（「証券取引法施行令」等の関係政令、内閣府令を改正・制定（平成17年2月及び3月公布、同年4月施行。））</p> <p>○証券取引等監視委員会の検査権限の拡大のための政令、内閣府令の整備（「証券取引法施行令」等の関係政令、内閣府令を改正（17年6月公布、同年7月施行。））</p>	<p>（評価の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「証券取引法等の一部を改正する法律」に基づく市場監視機能・体制の強化により、以下のような成果が期待される。 <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の抑止・法規制の実効性の強化 ② 証券会社等の検査の実効性・効率性の更なる向上 <p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券取引等監視委員会において証券会社等に対して一元的検査権限の行使により実効的・効率的な検査に取り組む必要がある。 証券取引等監視委員会及び総務企画局総務課審判手続室において一層の体制整備を図る必要がある。 平成18年度において、課徴金制度の円滑な運用のための体制整備及び証券会社等に対する検査体制等の充実・強化を図るため、予算・機構定員要求を行う必要がある。 <p>（端的な結論）</p> <p>現時点では、成果の発現は予定されていないが（課徴金制度は17年4月施行のため）、政策の達成に向けた制度構築等（政令・内閣府令の整備、課徴金制度の運営及び証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大のための体制整備、違反の調査等）が行われており、引き続きこれまでの取組み（課徴金の対象となる違反の調査、証券取引等監視委員会による証券会社等に対するより実効的・効率的な検査）を進めていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 課徴金制度の導入等による市場監視機能の強化

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段													
						基準年次	達成年次																	
Ⅲ 円滑な金融等																								
1 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること																								
(1)多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること	Ⅲ-1-(1)-① 個人投資家の参加拡大	個人投資に関する指標が「貯蓄から投資へ」の流れが進むことが見て取れるようになる。	C	金融審議会等での検討状況	P	-	-	-	投資サービスにおける投資家保護のあり方について検討を本格化させ、投資サービス法（仮称）の基本的な考え方について「中間整理」としてとりまとめた（17年7月7日）。	<p>（評価の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16事務年度においては、個人投資家が投資しやすい環境を整備することに必要と考えられる措置を適切に講じた。 ・個人投資に関する指標については全般的に向上する傾向がみられ、これらの措置が一定の役割を果たした。 <p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた作業の実施、民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援、改正証券税制の広報及び税制改正要望を行う。 ・証券市場の構造改革に対する取組みの充実・改善、税制面での対応、新たな施策の検討等を行っていく必要がある。 <p>（端的な結論）</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるような、証券市場の構造改革に対する取組み等）を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化の促進 ・改正証券法に係る政令・府令の整備及び適切な運用 ・民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援 ・改正証券税制の積極的広報及び税制改正要望 													
				証券市場への個人投資家の参加状況																				
				・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	CM	-	-	-						○株式・出資金の構成比は8.6%（前年度比0.2ポイント増） ○投資信託の構成比は2.7%（同0.3ポイント増）										
				・個人株主数（延べ人数）（万人）	CM	-	-	-						<table border="1"> <tr> <th>H12年度末</th> <th>H13年度末</th> <th>H14年度末</th> <th>H15年度末</th> <th>H16年度末</th> </tr> <tr> <td>3,215</td> <td>3,352</td> <td>3,377</td> <td>3,401</td> <td>3,539</td> </tr> </table>	H12年度末	H13年度末	H14年度末	H15年度末	H16年度末	3,215	3,352	3,377	3,401	3,539
				H12年度末	H13年度末	H14年度末	H15年度末	H16年度末																
				3,215	3,352	3,377	3,401	3,539																
				・インターネット取引のウェイト	CM	-	-	-																
				・売買代金（インターネット専業6社ベース）										92兆8,663億円（16年度、対前年比69.2%増）										
				・口座数（インターネット専業6社ベース）										178万4,115口座（16年3月末対前年比56%増）										
				個人の株式保有額	CM	-	-	-						78兆1,973億円（16年度末現在、前年度末比2兆5,981億円、3.4%増）										
				個人の株式売買高（委託売買高、三市場合計）	CM	-	-	-																
				・売買額										16年度：約145兆円（対前年度比で39兆円増加）										
				・占める割合										16年度で33.0%（対年度比で3.8ポイント増）										
投資信託（公募株式投資信託、ETF、REIT）の拡大	CM	-	-	-																				
・公募株式投資信託							○純資産残高 28兆9,018億円（17年3月末、前年同月比24.2%増） ○販売態別構成比 証券会社50.7%、銀行等48.3%、直販1.0%（16年3月末58.3%、40.3%、1.4%）																	
・ETF							○純資産総額 2兆8,227億円（17年3月末、当初比約16.3倍） ○取引高 2兆2,107億円（16年度、前年度比6.6%増）																	
・REIT							○取引高 9,698億円（前年度比58.4%増）																	
証券会社16社における特定口座数の推移（万口座）	CM	-	-	-			<table border="1"> <tr> <th>16.5月</th> <th>16.7月</th> <th>16.9月</th> <th>16.11月</th> <th>17.3月</th> </tr> <tr> <td>364</td> <td>385</td> <td>417</td> <td>481</td> <td>558</td> </tr> </table>	16.5月	16.7月	16.9月	16.11月	17.3月	364	385	417	481	558							
16.5月	16.7月	16.9月	16.11月	17.3月																				
364	385	417	481	558																				

政策		達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
				証券の販売チャネルの拡充	CM	—	—	—		<p>○16年4月から施行された証券仲介業については、これまで299件（17年5月末日現在）の登録が行われている。</p> <p>○16年12月から施行された銀行等による証券仲介業務の解禁により、これまでに79金融機関（17年6月1日現在）が証券仲介業務を開始している。</p>		
				政令・府令の整備及び円滑な制度導入の状況	P	—	—	—		<p>投資サービスにおける投資家保護のあり方について検討を本格化させ、投資サービス法（仮称）の基本的な考え方について「中間整理」としてとりまとめた（17年7月7日）。</p>		
				個人株主育成・拡大に向けたイベント等の開催状況	P	—	—	—		<p>○日本証券業協会が全国25会場で開催した「証券投資の日」イベント（16年10月）や投資信託の周知・普及を目的に投資信託協会が開催した「投資信託フォーラム2005」（17年2月）のほか、平成16事務年度においては、金融庁後援名義を各種18民間団体等へ積極的に付与し、支援</p> <p>○金融に関するパンフレット・副教材を作成し、ホームページに掲載するなど、金融知識の普及に努めた。</p>		
				税制改正要望並びに措置状況	P	—	—	—		<p>引き続き17年度改正においても、個人投資家の利便性向上の観点からタンス株の特定口座への受入期限の延長等が措置されることとなった。</p>		

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段													
						基準年次	達成年次																	
(3) 企業金融が円滑に行われること	Ⅲ-1-(3)-① 中小企業金融の円滑化	P	地域や中小企業に必要な資金を行き渡らせるべく、中小企業金融の円滑化に向けた様々な施策に取り組む。	意見交換会等での要請の状況	P	-	-	-	<p>○業界団体等との意見交換会（年末、年度末）において、金融担当大臣から、民間金融機関及び政府系金融機関の代表者に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化の要請を実施。</p> <p>○金融庁と業界団体との意見交換会（原則毎月開催）等、機会ある毎に金融機関に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化の要請を実施。</p>	<p>（評価の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な中小企業への資金供給の円滑化の要請等の取組みは、中小企業金融の円滑化についての当局の姿勢に対する各業界の一層の理解に寄与した。 金融機関の「（中小企業に対する）貸出態度判断D.I.」（日銀短観 16年6月調査）は+8と、15年第1四半期から10四半期連続して改善しており、中小企業金融の円滑化に一定の効果があった。 金融検査マニュアル別冊を活用する検査については、検査モニターにおいて全ての被検査金融機関から、別冊の運用状況を確認したことにより、中小企業の経営実態に即した検査の推進に寄与した。 中小企業の実態の的確な把握を促し、再生支援に向けた取組態勢の向上を促した。 金融検査マニュアル別冊を踏まえた検査をより浸透させた。 金融機関の担保・保証に過度に依存しない融資は増加しており、上記の取組みはそのような融資の促進について、一定の成果があった。 16事務年度に行った各施策については、中小企業金融の円滑化に一定の役割を果たした。 <p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等に対する市場型間接金融等の促進に資する投資環境の整備について検討するとともに、引き続き金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知徹底を図り、同別冊に基づく中小企業の経営実態に即した的確な検査に努めるなど、適時適切に対応していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換会等での要請 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの活用 中小企業の実態に即した的確な検査の実施等 担保・保証に過度に依存しない融資の促進 													
												貸し渋り・貸し剥がしホットラインの受付状況（受付件数）（件）	P	-	-	-	<table border="1"> <tr> <td>H14事務年度</td> <td>H15事務年度</td> <td>H16事務年度</td> </tr> <tr> <td>885</td> <td>602</td> <td>292</td> </tr> </table>	H14事務年度	H15事務年度	H16事務年度	885	602	292	<p>○金融検査マニュアル別冊を金融機関及び検査官へ周知</p> <p>○地域金融機関について、金融検査マニュアル別冊を踏まえ、中小企業再生の支援に向けた取組状況を検証し、問題点を指摘</p> <p>・企業再生支援の取組みについて、経営改善計画が、債務者と十分な意見交換を行わないまま銀行の営業店主導で作成され、人員不足から本部の専担部署の関与が適切になされなかったため、実現可能性が低いものとなっている事例</p> <p>○金融検査マニュアル別冊を活用する検査については、検査モニターにおいて全ての被検査金融機関側から、別冊の運用状況の適切性を確認</p>
												H14事務年度	H15事務年度	H16事務年度										
												885	602	292										
中小企業に対する貸出態度の状況（（中小企業に対する）貸出態度判断D. I.）	CM	-	-	-	<table border="1"> <tr> <td>H16.6</td> <td>H16.9</td> <td>H16.12</td> <td>H17.3</td> <td>H17.6</td> </tr> <tr> <td>+2</td> <td>+3</td> <td>+5</td> <td>+7</td> <td>+8</td> </tr> </table>	H16.6	H16.9	H16.12	H17.3	H17.6	+2	+3	+5	+7	+8									
H16.6	H16.9	H16.12	H17.3	H17.6																				
+2	+3	+5	+7	+8																				
検査実施状況（マニュアル別冊の運用状況に関する検査モニター結果等）	P	-	-	-																				
<p>（端的な結論）</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、（中小企業金融の円滑化に向けた）取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p>																								

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段						
						基準年次	達成年次										
3 金融機関等が犯罪に利用されないこと																	
(1)金融機関等がマネー・ロンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと	Ⅲ-3-(1)-① マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の強化	疑わしい取引の届出について適切に情報提供するとともに、その実効性を確保するために、金融機関等及び法執行当局との意見交換を行なうとともに、外国機関との連携を行なうことにより、マネー・ロンダリング対策等の強化に努める。	P	各業界及び法執行当局との意見交換会等の開催状況	P	-	-	-	○平成16年10月から12月にかけて、国内各地において、「疑わしい取引の届出」に関する研修会を実施した。 ○関係法執行当局とは随時情報交換を行っているほか、特に、17年5月には関係当局が一同に会しての意見交換会を開催した。	<p>(評価の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関等を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を対象とする金融機関等の範囲を拡大して、各地で実施し、金融機関等の意識向上に努めたこともあり、金融機関等からの疑わしい取引の届出件数も増加した状況を踏まえると、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の強化に貢献しているものと考えられる。 <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も対象となる金融機関等の範囲を拡大して、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要がある。 大量の届出に関する情報管理の強化と業務の効率化・高度化のため、金融機関等に対して、更に金融庁電子申請・届出システムの活用を推奨していく必要がある。 特定金融情報データベースシステムの維持、運営等及び急増している届出件数に対応するとともに、FATF改訂勧告による新規業態への対応等及び国際業務における協力体制の強化を図るため、18年度において、予算・機構定員要求を行う必要がある。 <p>(端的な結論)</p> <p>政策の達成に向け成果が上がっている(疑わしい取引の届出件数は年々増加し、情報の質にも向上が見られる)が、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融機関等により深い協力・理解を得られるように意見交換会・研修会等を実施し、また、国際的な協力体制の推進を図るため、国際会議に積極的に参加する)必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研修会及び意見交換会等の実施 外国F I U及び国際機関との連携強化 マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化 						
												外国F I Uとの協議及び国際会議等への参画状況(情報交換取極件数)	P	-	-	-	○16年7月にシンガポールF I U、12月に米国F I Uとの間で情報交換取極を締結した。 ○FATFのアジア・太平洋地域NCCT(マネー・ロンダリング非協力国・地域)レビューグループ議長として、17年2月に2ヶ国・1地域(インドネシア共和国、フィリピン共和国、クック諸島)をマネー・ロンダリング対策に非協力的な国・地域のリストから解除することに主導的役割を果たすなど、諸外国との協調関係等の構築に努めた。 ○17年5月にモンゴルの中央銀行の要請を受け、預金保険機構と共にワークショップを開催。
												処理状況(年間届出件数及び提供件数)	P	-	-	-	H12 H13 H14 H15 H16
												・年間届出件数					7,242 12,372 18,768 43,768 95,315
・提供件数					- - - - 64,675												

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段			
						基準年次	達成年次							
【業務支援基盤整備に係る政策】														
1 人的資源														
(1) 専門性の高い人材育成														
1-(1)-① 専門的研修の実施	職員に対し業務に必要な専門知識等を習得させるため、職員に求められる能力、業務内容及び職務経験に応じた研修計画を策定し、それらを円滑に実施する。	P	研修実施状況	P	-	-	-	<p>○職員に対する研修機会の拡充を図ることを目的に導入した通信研修については、既存の1コースに新設の2コースを加えた計3コースを実施</p> <p>○平成16年7月以降、新たに公認会計士監査検査事務研修などを新設</p> <p>○検査手法の充実や検査能力の向上を図る観点から、金融検査基礎研修等の金融検査階層別研修について、研修受講後の検査実務で経験した事項のフォローアップを行うため実施時期を2分割とし、従来7月期に加え12月期についても実施するなどの拡充を図った。</p>	<p>(評価の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修後のアンケート結果や、通信研修においても、業務が繁忙であるなか概ね6割の研修生が修了したことなどから、職員の専門知識の取得に役立っているものと考えている。 <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融業務の高度化等に的確に対応し得るように研修手法を検討し、効果的かつ効率的な研修実施態勢の実現に向けた取組みを進めていくことが重要である。 庁内各局からの意見聴取の結果等を踏まえて適切に研修を実施していく必要がある。 更なる研修機会の拡充を図る必要がある。 ITを活用したeラーニングを導入する必要がある。 平成18年度においては、効果的かつ効率的な研修実施態勢の実現達成のため及び更なる研修機会の拡充を図るための予算要求を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融環境に応じた研修の実施 通信研修の拡充 				
			・研修後のアンケート調査結果「全体的によかった」「効果がある」と回答する割合	CM	概ね9割	-	-				(考え方) - (根拠) -	概ね9割の研修生が受講後の感想として「全般的にみて良かった」、「各科目別に見ても概ね理解できた」としており、同様に「今後の業務を遂行するうえで効果がある」と回答		
			通信研修の実施状況	P	-	-	-				<p>16年度は既存の簿記1級コースに、公認会計士コース、証券アナリストコースを加えた3コースを実施するとともに、既存コースの受講者数の拡充を行った。</p>	<p>(端的な結論)</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（金融環境の変化に的確に対応すべく、効果的かつ効率的な研修の実施）を進めていく必要がある。</p>		
			・修了状況	CM	前事務年度より増	15事務年度	16事務年度						(考え方) - (根拠) -	概ね6割の研修生が修了
			受講者数	P	前事務年度より増	15事務年度	16事務年度						(考え方) - (根拠) -	前事務年度の1,479名から1,962名に増加

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
1-(1)-② 民間との情報交流	時宜を得たテーマ設定を行い、研究会の開催、昼休み勉強会の開催、海外の研究者との交流等を行う。	P	民間との情報交流の状況							(評価の概要) ・研究会では、大学や民間のシンクタンク等よりメンバーやプレゼンターを積極的に招いて、時宜を得たテーマ設定の下で開催することができたことから、民間との情報交流の面で有意義であった。 ・バーゼル銀行監督委員会では、研究官が高度な専門能力を活かし、当庁を代表して参加しており、海外の民間研究者とも有益な情報交換ができた。 ・昼休み勉強会では、民間との積極的な情報交流の観点から、様々な分野における第一線の民間実務家・研究者等を講師として招き、最新のビジネス動向等について講演していただき、参加職員との意見交換も活発に行なわれた。 (今後の課題) ・専門性の高い人材の育成の観点から、職員の専門性・先見性の向上を図っていくためには、民間との情報交流は今まで以上に重要であり、各種会合においてより積極的に民間の研究者・有識識者を招聘し、情報交流を促進する必要がある。 ・民間との情報交流（発信）の面で重要と考えられる論文やその翻訳のHP掲載は、今後、より一層充実化させる必要がある。 ・平成18年度において、金融研究会関係経費の予算要求を行う必要がある。 (端的な結論) 政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。	・民間との情報交流の促進
			・会合等開催件数	P	-	-	-		○「債権の電子化と金融ビジネスの新たな方向に関する研究会」、「諸外国金融制度ワークショップ」、「企業会計と税制の将来像に関する研究会」を立ち上げ、17年6月末までに、合計で13回の研究会を開催 ○昼休み勉強会を平成16年7月以降17年6月末までに計18回（開始以来の通算では80回）開催 ○研究会での海外からのプレゼンター招聘、研究官の国際会議（バーゼル銀行監督委員会）への参画、研究論文（7本）の全文または概要の英訳をホームページに掲載		
			・参加者数	P	-	-	-		○昼休み勉強会 延べ参加者：494人		

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段			
						基準年次	達成年次							
2 情報														
(1) 行政事務の効率化のための情報化														
2-(1)-① 行政事務の電子化	○広報誌・関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、利用者の利便性向上にむけてオンライン利用の普及に取り組む。 ○金融庁の主要な業務・システムについて、金融機関等との円滑な事務処理の観点から踏まえつつ、中長期的な視野に立って時代の変化を見据えた見直しを行い、業務・システム最適化計画の策定に向けて、現状の業務・システム体系の見直し方針の策定に取り組む。 ○費用対効果分析等に基づく調達優先順位の検討と仕様・見積り等の専門的検証を通じた情報システムの調達の適正化を試行する。	P	広報紙への掲載、関係団体等を通じた周知状況	P	-	-	-		○「電子政府に関する広報、普及活動の推進について」（平成16年9月15日各府省情報統括責任者（C10）連絡会議決定）を受けて、以下について実施。 ・広報誌、関係団体との意見交換会を通じた周知 ・全国の10財務（支）局の協力のもと信用金庫及び信用組合等金融機関に対する証券外務員の登録申請等の電子申請に係る説明会 ・財務局登録貸金業者及び前払式証券第三者型発行者に対する電子申請に関するアンケート調査	<p>（評価の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」（平成12年9月29日金融庁行政情報化推進委員会決定）に掲げた申請・届出等の手続全てについてオンラインによる手続を可能とした。平成16年度以降においては、当該アクション・プラン策定後に法律改正等により追加された手続についてオンライン化を進めている。 ・大規模なシステム開発案件について、コンサルタントを活用し調達管理態勢を強化することに加え、プロジェクトマネジメント手法（開発工程管理等）を適用することにより、開発工程毎の管理・評価に基づくIT関連契約の適切な履行を確保した。 <p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度において、「金融庁電子申請・届出システム」の運用・保守、電子政府の総合窓口（e-GOV）への移行及び新規に追加された手続き等の開発を実施するため、予算要求を行う必要がある。 ・平成18年度に、業務・システムの最適化の実施にむけてのシステム設計・開発に係る仕様書・提案依頼書作成等支援の調達を行うため、予算要求を行う必要がある。 ・① 調達仕様書等の充実、② 調達先決定に係る技術的評価項目の整理、③ 調達プロセス管理の適正化、④ 調達結果の評価、⑤ ジョイント・ベンチャー参加への対応に重点的に取り組んで行く必要がある。 <p>（端的な結論）</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組の有効性等を踏まえ、取組の充実・改善や新たな施策の検討を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請・届出の利用促進 ・業務・システムの最適化 ・情報システムの調達の適正化 			
			個別行政手続のオンライン化の状況（オンライン化実施済手続数）	P	-	-	-	H13年度 4	H14年度 652			H15年度 744	H16年度 19 (廃止4)	
			電子申請・届出の利用状況（件数）	P	-	-	-	H13年度 -	H14年度 -			H15年度 74	H16年度 69,695	
			現状の業務・システム体系の見直し方針の策定状況（最適化計画は17年度末までの限り早期に策定）	P	17年度末までのできる限り早期に策定	-	17年度末		<p>（考え方及び根拠）</p> <p>「電子政府構築計画」（2004年6月14日各府省情報化統括責任者（C10）連絡会議決定）に基づき設定。</p>					
			試行結果に基づく評価手順の適正化の状況	P	-	-	-		<p>○システム費用対効果分析等に基づく調達優先順位の検討を平成16年度に試行的に実施し、この結果を踏まえ、調達優先順位付けのための評価手順を作成した。</p> <p>○一定規模以上のシステム開発におけるCIO補佐官参画による仕様・見積り等の検証を行う等により、徹底した仕様等の見直し・合理化によるコストの適正化を図った。</p> <p>○大規模なシステム開発案件について、コンサルタントを活用し調達管理態勢を強化することに加え、プロジェクトマネジメント手法（開発工程管理等）を適用することにより、開発工程毎の管理・評価に基づくIT関連契約の適切な履行を確保した。</p>					

政策	達成すべき目標	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
						基準年次	達成年次				
(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析											
2-(2)-① 専門性の高い調査研究の実施	金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な行政運営を確保していくため、専門性の高い調査研究を行うとともに、庁内へのフィードバックの充実を行う。	P	研究成果の公表状況 (公表論文等の本数)	P	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ○金融コングロマリット活動と規制：1論文 ○電子金融取引への対応：1論文 ○諸外国の金融制度等：1論文 ○金融工学理論による分析・研究：3論文 ○日米の金融システムの比較研究：1論文 ○バーゼル銀行監督委員会リサーチタスクフォースに参画し、研究者としての知見を提供した。 	<p>(評価の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の関係部局へのフィードバックの面では、十分な成果があった。 ・ワークショップ・研究会や各種勉強会では、職員の専門性・先見性向上の機会が提供され、また関係部局との相互交流も促進された。 <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の専門性・先見性向上を図っていくためには、研究成果の庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流は引き続き重要であり、より一層充実していくことが必要である。 ・いままでは以上に研究の質を高め、研究内容も金融環境に対応したものを実施していくためには、民間との情報交流をより充実させていくことが重要。 ・平成18年度において、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費等の予算要求を行う必要がある。 <p>(端的な結論)</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融環境に応じた調査研究の実施 ・庁内へのフィードバックの充実 	
											庁内へのフィードバック状況 (研究会、ワークショップ、勉強会の開催数)

(注) 金融庁から送付された「平成16年度実績評価書」に基づき当省が作成した。

【別添2】

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

（説明）

本審査表は、公表された金融庁の「平成17年度事業評価書（平成18年度概算要求に係る新規・拡充事業）」に基づき総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の目次にある記載番号に基づき記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策の目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのかを整理して記入した。
	「分類」欄	<p>「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入した（複数もあり得る。）。</p> <p>「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。</p> <p>＜その他の検証方法（例示）＞</p> <p>「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。</p> <p>「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。</p> <p>「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。</p>
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		<p>以下に該当するものについて記入した。</p> <p>「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの</p> <p>「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの</p>
「検証を行う時期」欄		事後に検証を予定している場合に、その検証を実施する時期を記入した。
「効果の把握の方法」欄		事後の検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を 行う時期	効果の把握 の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
1	<p>有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化</p> <p>証券取引法に基づく有価証券報告書等の企業内容等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化することにより、提出会社等の事務負担の軽減、投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化を図り、もって証券市場の効率性を高める。</p>	<p>有価証券報告書等の業務の業務・システム最適化について以下に基づき実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・XBRLのEDINETへの導入 ・開示書類等に係る審査支援機能の充実 ・類似の機能を持つサブシステムの統合 ・現在の企画開発・運用契約の見直し <p>【総費用】 3,589,948千円 (H18~19)</p> <p>【平成18年度概算要求額】 401,106千円</p>	<p>○投資家がより質の高い投資情報をより迅速に入手できるようになる。</p> <p>○システム運用コスト、開発コストを含めたシステム全体にかかるコストの削減</p>	<p>○システムの再構築に伴い、EDINETにXBRLが導入されることにより、提出会社の事務負担が軽減されることに加え、投資家にとって企業情報の迅速な入手が可能になるとともにデータ加工等の利便性が格段に向上する。</p> <p>○EDINETの再構築については、システムの開発・運用費用として毎年約7億円の削減が見込まれており、システムのライフサイクル・コスト（新システムの初期開発費用+毎年のシステム開発・運用費用）と比較した場合でも、既存のシステムを継続運用するよりコスト的に割安となる見込みとなっている。</p>	推論 推計	<p>【必要性】 証券取引法（昭和23年法律第25号） 「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）</p> <p>【効率性】 EDINETの再構築に伴い、システムの開発・運用費用として毎年約7億円の削減が見込まれる。</p>	—	—
2	<p>ITキャラバン</p> <p>金融機関が自らの経営判断の下、ITを戦略的に活用していく上で有意な情報提供を行う。</p>	<p>金融機関のIT担当者等の参加を念頭に有識者等によるパネルディスカッション等をシンポジウム形式で実施</p> <p>【平成18年度概算要求額】 28,522千円</p>	<p>○金融機関がITキャラバンで提供される情報を活用する。</p> <p>○利用者ニーズに即した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになる。</p>	<p>○民間（個社ないし業界団体）では収集困難な情報等を、国が取り纏めて提供することは、各金融機関における今後のIT投資判断の参考となる。</p> <p>○インターネット等の新たなチャンネルを通じた便利なアクセス、早くて効率的なサービスの提供及び資金決済、正確で信頼できる情報の迅速な提供など、ITの活用によって利用者の満足度を向上させる余地は非常に大きい。</p>	推論	—	「利用者満足度調査」については18年度末に実施	<p>○ITキャラバンの参加者（主として金融機関関係者）に対してのアンケートの実施</p> <p>○金融商品・サービス利用者に対し「利用者満足度調査」の実施</p>

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を 行う時期	効果の把握 の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
3	金融経済教育を考えるシンポジウムの開催 国民各層への金融知識の普及・情報の提供のより一層の充実を図る。	金融経済教育を考えるシンポジウムの開催 【平成18年度概算要求額】 10,255千円	金融経済教育について中立公正の立場で考え、金融やその背景にある経済に関する理解を広く国民に深めていく。	金融経済教育の一層の推進により、国民1人1人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し決定する能力、すなわち金融経済リテラシーを身に付けてもらうことが期待できる。	推論	—	—	シンポジウムの参加者へのアンケートの実施
4	少額短期保険募集人管理業務システムの開発 少額短期保険募集人登録等の管理業務をシステム化することにより、もって登録申請者の利便性の向上を図るとともに、登録等管理業務を行う財務局職員の業務効率化を図り、また、少額短期保険募集人のデータベース化により、募集人情報の検索が可能な環境を整備する。	少額短期保険募集人管理業務システムの開発及び電子申請・届出システムとの連携 【平成18年度概算要求額】 23,093千円	○少額短期保険募集人の登録申請者等の利便性の向上 ○データベース化による検索時間の短縮化等事務効率の改善を図るために必要な情報処理の実現 ○電子データ管理による情報管理スペースの省スペース化 ○情報管理面での安全性の向上	個別業務システムの構築と、本システムと「電子申請・届出システム」との連携により、申請等のオンライン化、少額短期保険募集人情報のデータベース化等が可能となり、当庁の募集人管理事務（登録申請・変更届出の受付、審査、募集人情報の検索等）の効率化、申請者の利便性向上等が図られる。	推論	—	—	—
5	電子申請・届出システムのe-GOVに整備する窓口システムの利用 利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、各府省の電子申請システムをできる限り統合し、申請方法を統一する。	電子申請の受付・交付の業務を統合するための窓口システム向け機能等の開発 【平成18年度概算要求額】 221,589千円	○利用者にとっての利便性の向上 ○システム保守費用の削減	申請方法等を統一すること等により、得ようとする効果は得られると判断	推論	【必要性】 「IT政策パッケージ2005」（平成17年2月24日IT戦略本部決定）	—	—

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を 行う時期	効果の把握 の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
6	<p>パーゼルⅡの国内実施に伴う承認審査に対応したシステムの整備</p> <p>金融機関の高度化したリスク管理手法の適切性について検証を行うためには、シミュレーションや統計解析を行うことが不可欠であり、情報管理等のセキュリティを維持しながら、これらの業務を適切に遂行するためには、パーゼルⅡの承認審査に対応したシステム整備を図っていく。</p>	<p>現在開発中である、基礎的 内部格付手法の承認審査に必 要なシステムにつき、更に高 度なリスク管理手法の適切性 の検証を行うために、その機 能強化を図る。</p> <p>【平成18年度概算要求額】 146,268千円</p>	<p>○パーゼルⅡの実施による金融 機関のリスク管理の高度化を通 じ、不良債権問題の再発防止 等、将来にわたる金融システム の安定化 ○監督当局として、監督手法の 更なる向上</p>	<p>本システムの機能強化に より、先進的手法の採用を 希望する金融機関のリスク 管理の状況の検証が開始で きることから、これらの金 融機関の保有するリスクに ついての的確な把握・分析 等の効果が発現することが 見込まれる。</p>	推論	—	—	—
7	<p>オフサイト・モニタリングに係るコン ピュータ・システムの機能強化</p> <p>○金融を巡る環境の変化に適 時に対応する監督体制を構築 し、金融機関に対して定期 的・継続的に経営に関する報 告を求める等により、金融機 関の業務の状況を常に詳細に 把握する。 ○金融機関から徴求した各種 の情報の蓄積及び分析を迅速 かつ効率的に行い、経営の健 全性の確保等に向けた金融機 関の自主的な取組みを早期に 促す。</p>	<p>オフサイト・モニタリング に係るコンピュータ・システ ムの一層の機能強化 ・保険会社の取扱いを可能と する機能追加 ・預金取扱金融機関に係る徴 求項目の追加・変更などの機 能変更</p> <p>【平成18年度概算要求額】 270,671千円</p>	<p>○よりの確なオフサイト・モニ タリングの実施 ○金融機関の利便性や情報管理 面の安全性の向上</p>	<p>○保険会社について、システ ムの再構築を行うことによ り、預金取扱金融機関と 同様の以下の効果が見込ま れる。 ・財務事務所において中 小・地域金融機関への深度 あるモニタリングをよりタ イムリーに実施 ○オンライン報告により、 即時でのデータの形式的な エラーチェックも可能とな るなど、監督部局及び金融 機関において事務の効率化 や利便性の向上が図られる うえ、情報管理面において も安全性が高まる。</p>	推論 比較	【効率性】 再構築したシス テムに保険会社 の取扱いを可能と することによるシ ステム統合効果と して、年間2千万円 程度のシステム運 用経費の削減が見 込まれる。	—	—

(注) 金融庁から送付された「平成17年度事業評価書(平成18年度概算要求に係る新規・拡充事業)」に基づき当省が作成した。